

規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方(案)の公表について

平成17年5月19日

公正取引委員会

公正取引委員会は、平成11年7月、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(以下「特許ノウハウガイドライン」という。)を公表し、特許権等のライセンスにおける事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止等に努めてきたところである。

近年、複数の事業者が共同して規格を策定し標準化を進める活動(標準化活動)や、規格の実現に必要な特許等を一括してライセンスするためのパテントプールの形成等の取組が、規格の迅速な普及のために重要となっているところ、関係各方面から、これらの取組に伴う事業者等の行為について独占禁止法上の考え方を明確化するべきとの要請が高まっている。また、知的財産推進計画2004(平成16年5月 知的財産戦略本部決定)(別紙1参照)においても、これらの内容についての検討を求められている。

このため、今回、特許ノウハウガイドラインを補足する目的で、標準化活動及びそれに伴うパテントプールの形成・運用等に関する独占禁止法上の考え方を整理することとし、以下のとおり、その内容について関係各方面から広く意見を求めるため、原案を公表することとした。

公正取引委員会は、今後、原案について寄せられた意見を参酌の上、成案を公表する予定である。

1 考え方(案)のポイント(具体的な考え方は別紙2「概要等」参照)

本考え方では、活動を公開して多数の競争事業者の参加を受け、当該参加者からの提案に基づき規格を策定し標準化を図る活動、及びそれに伴うパテントプールの形成・運用等に関連する事項について独占禁止法上の考え方を整理している。

(1) 標準化を図る活動

規格策定・標準化に伴い独占禁止法上問題となる行為を例示。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室

電話 03-3581-5481(直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(2) 標準化と特許権の行使

規格が策定され、標準化が進められる際に、当該規格に係る特許権についてライセンス拒絶することが独占禁止法上問題となる場合を例示。

(3) パテントプールの形成・運用

規格に係る特許についてのパテントプールの形成・運用に関して、独占禁止法上の評価及びに問題となる場合を例示。

2 意見提出等について

[意見提出先]

<郵送の場合>

〒100-8987(住所記載不要)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 相談指導室 あて

<FAXの場合>

FAX番号：03-3581-1948

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 相談指導室 あて

<e mailの場合>

e mailアドレス：patentpool@jftc.go.jp

[意見提出期限]

平成17年6月15日(水)必着

[意見提出上の注意]

住所、氏名(又は法人名)、連絡先を明記の上、郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法により、御提出ください。

なお、寄せられた御意見については、住所及び連絡先を除いて公表することがあります。また、寄せられた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

以上

独占禁止法上の考え方のポイント

規格の策定・標準化活動

標準化活動は直ちに問題となるものではないが、例えば、当該活動参加者による以下の制限は問題となる。

規格を採用した製品の販売価格等を共同で取り決める。
 競合規格の開発・採用を禁止する。
 標準化のメリット実現に必要な範囲を超えて、製品の仕様・性能等を共通化する。
 規格を自らに有利（又は特定の事業者に不利）な内容とする。
 活動に参加しなければ製品市場から排除されるおそれがある場合に、特定の事業者の参加を制限する。

規格に係る特許のライセンス

- 1 規格技術に関する特許権の行使（図1）
 標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた者が、規格が策定・標準化された後にライセンスを合理的な理由なく拒絶（拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求される場合も含む。）することは問題となる。
- 2 規格に係る特許のライセンス（図2）
 パテントプールが市場に占める地位を踏まえ、以下の観点から競争への影響を総合的に検討し、判断する。（ただし、パテントプールのシェアが20%以下〔シェアによる判断が適切でない場合は競合規格が4以上存在〕の場合は通常は問題を生じない。）

パテントプールの形成

パテントプールに含まれる特許が必須特許のみの場合は問題を生じない。
 プール参加者への制限が合理的に必要な範囲で、不当に差別的な条件を課すものでなければ、通常は問題を生じない。
 プールの運営者に集中するライセンシーの事業活動に関する情報に、プール参加者やライセンシーがアクセスできないようにすることが重要。

ライセンスにおける個別の制限

異なるライセンス条件の設定
 特段の合理的な理由なく、特定のライセンシーにのみライセンス料を著しく高くする、規格の利用範囲を制限する等の差を設けることは問題となる。

研究開発の制限
 ライセンシーの研究開発を制限することは問題となる。
 規格の改良成果に係る特許のライセンス義務（グラントバック）
 ライセンシーが有する特許が必須特許の場合に限りパテントプールに非独占的にライセンスすることを義務付け、ほかに自由な利用が制限されるものではなく、ライセンス料の分配方法等が不当に差別的でない場合は問題とならない。
 特許の無効審判請求等への対抗措置（不競争義務）
 ライセンシーが特許の無効を主張した場合に、プール参加者が共同でライセンシーとの契約を解除することは問題となる。
 他のライセンシー等への特許権の不行使（非競争義務）
 ライセンシーが有する特許が必須特許の場合に限りパテントプールに非独占的にライセンスすることを義務付け、ほかに自由な利用が制限されるものではなく、ライセンス料の分配方法等が不当に差別的でない場合は問題とならない。

図 1 . 標準規格に係る特許権の行使が独占禁止法違反となる場合

事業者 A が、自らの有する特許 a が規格に取り込まれるよう積極的に働きかけ、特許 a を当該規格に必須の特許とする。

左記の場合に、事業者 A が合理的な理由なく、特許 a のライセンスを拒絶することは独占禁止法上問題となる。

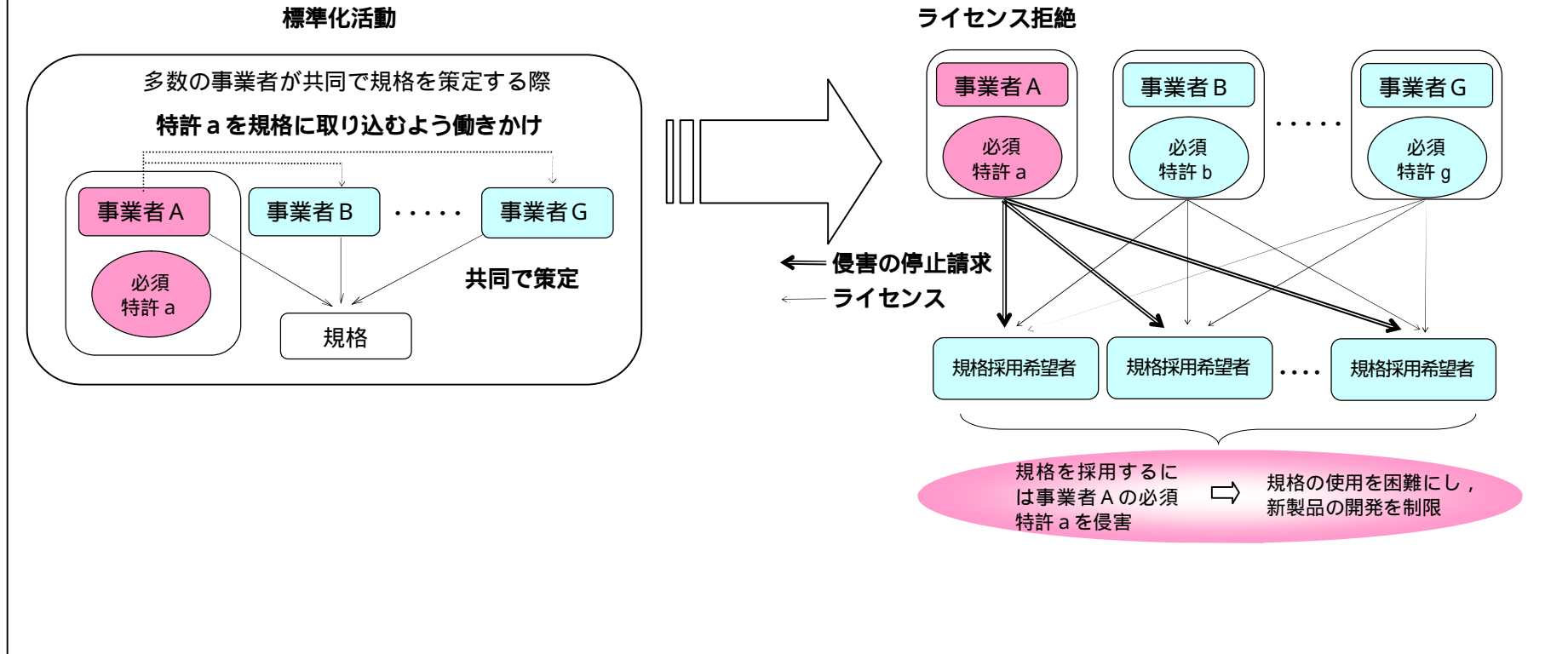
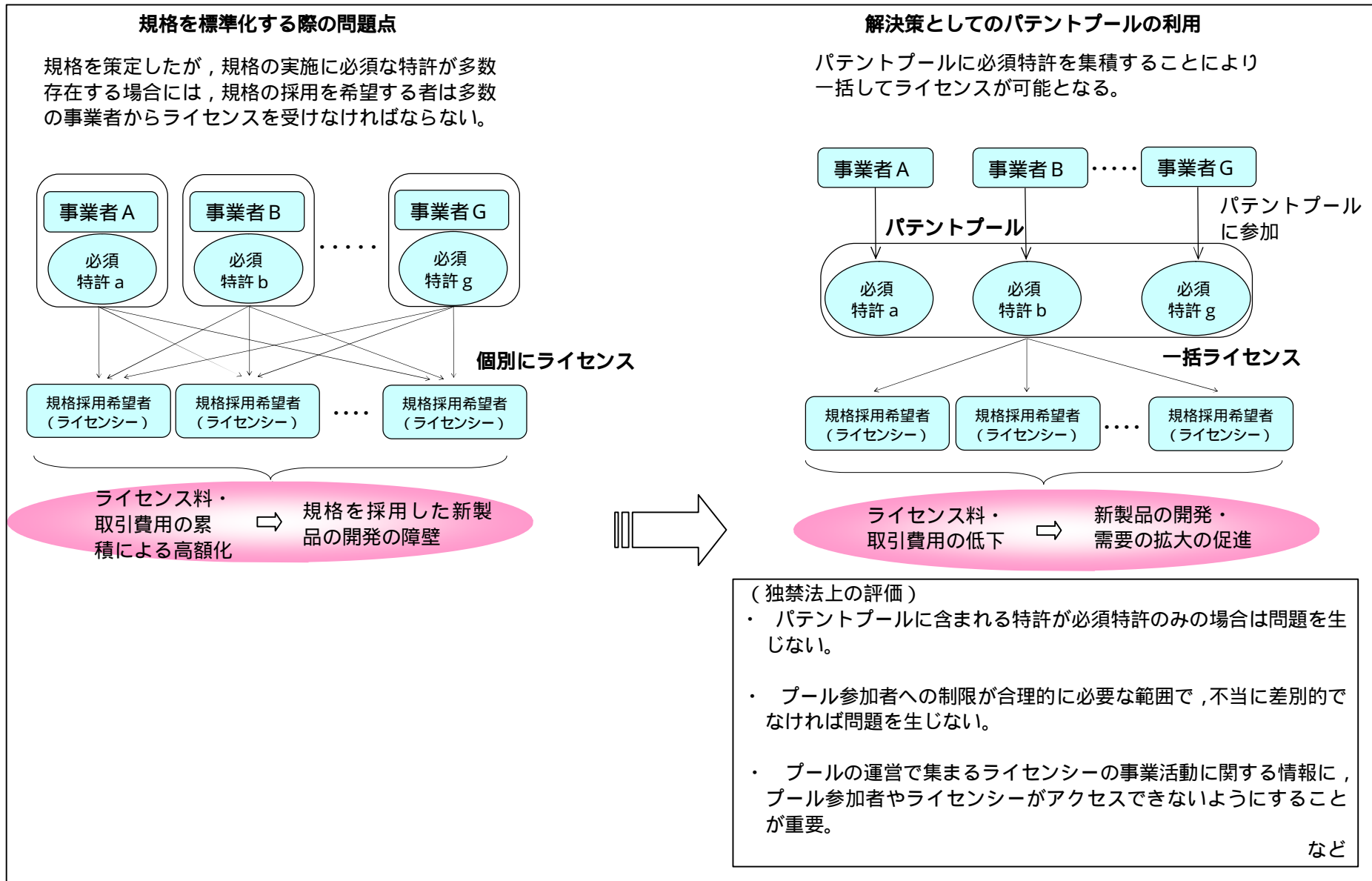


図 2 . 規格の標準化のためのパテントプールの利用に関する独占禁止法上の考え方



[知的財産推進計画 2004 抜粋]

パテントプールに関する環境の整備 (第3章 - 2 - (3) - -)

複数の権利者が共同して実施するパテントプールの形成・運用には独占禁止法上の問題が発生する可能性があることから、2003年度に実施した国内企業ヒアリング及び2004年度に実施する海外調査の結果等を踏まえ、公正取引委員会作成の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」に関し、2004年度以降見直しの是非について検討を行う。

技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対する対処方法の検討

(第3章 - 2 - (3) - -)

特許権利者が、共同の標準策定作業に参画しながら、意図的に当該特許の存在を明らかにせず、当該特許を含む技術を必須なものとする技術標準が確立された後になって特許権を主張して訴訟を提起するなどして標準化を著しく阻害する、又はこのような行為を通じて自らの独占的地位の維持を図る行為等に対する独占禁止法の適用可能性について、2004年度以降検討を進める。この検討は、2003年度に実施した国内企業ヒアリング及び2004年度に実施する海外調査の結果を踏まえて行う。

技術の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方 (概要)

1 はじめに

情報通信分野など技術革新の著しい分野では、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、競争事業者が共同で規格を策定し、標準化を進める活動が行われている。一方、規格に係る技術については多数の特許が取得され、複雑な権利関係の処理が新製品の市場の迅速な立上げ、需要の拡大を阻害するおそれがあることから、このような困難な問題を解決する手段としてパテントプールを形成しライセンスする枠組みが利用されるようになっている。

本考え方は、このような状況を踏まえ、競争事業者が共同で規格を策定し、標準化を進めるためのパテントプールの形成・運用などに関する独占禁止法上の考え方を明確にしたものである。

2 標準化活動**(1) 標準化活動の態様**

競争事業者による共同の規格策定・標準化には様々な態様があるが、本考え方は活動を公開して多数の競争事業者の参加を受け、当該参加者からの技術的提案に基づき規格の策定・標準化を図る活動についての独占禁止法上の考え方を整理している。

(2) 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動は、それ自体が直ちに問題となるものではないが、例えば、当該活動に当たって以下の制限を課すことは問題となる。

ア 販売価格等の取決め

規格を採用した製品の販売価格等を共同で取り決める（不当な取引制限等）。

イ 競合規格の排除

競合する規格の開発・採用を禁止する（不当な取引制限、拘束条件付取引等）。

ウ 規格の範囲の不当な拡張

標準化のメリットを実現するのに必要な範囲を超えて、製品の仕様・性能等を共通化する（不当な取引制限等）。

エ 策定手続の不当な利用

規格を自らにとって有利（又は特定の事業者にとって不利）な内容とする（私的独占、共同行為による差別取扱い等）。

オ 活動への参加制限

活動に参加しなければ製品市場から排除されるおそれがある場合に、特定の

事業者の参加を制限する（私的独占等）。

(3) 規格技術に関する特許権の行使と独占禁止法の適用

標準化活動に参加していない事業者が、当該活動により策定された規格について特許を有していた場合にライセンスを拒絶しても通常は問題とならない。しかしながら、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定・標準化された後にライセンスを合理的な理由なく拒絶することは問題となる（私的独占、取引拒絶）。また、標準化活動に直接的には参加していない場合でも、例えば、活動に参加する者と共謀するなどして、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように働きかけていた場合に上記の行為を行うことは同様に問題となる。

3 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討

(1) 競争に及ぼす影響等

規格に係る特許についてのパテントプールを通じてライセンスする際、ライセンシーの活動に一定の制限を課しても、プールのシェアが20%以下（シェアによる判断が適切でない場合は競合規格が4以上存在）の場合は、通常は問題とならない。これらの条件が満たされない場合でも、当該規格の標準化の程度、代替的なプールや技術の有無など市場の状況を踏まえ競争に与える影響を検討し判断する。

(2) パテントプールの形成に関する独占禁止法上の考え方

ア 特許の性質

プールに含まれる特許が必須特許^(注)のみの場合は、特許間の競争が制限されるおそれはなく、問題とならない。

(注) 規格の機能及び効用を実現するために必要な特許

イ プールへの参加に係る制限

プールへの参加を制限することは、制限の内容が合理的に必要な範囲のものであれば、通常は問題とならない。

標準化活動に参加する者に、規格に係る特許を有する場合は特定のプールへの参加を義務付けることは、対象が必須特許に限られ、ほかに自由な利用が妨げられないなどの場合には、通常は問題とならない。

プールに参加する者に一定のルールを課すことは、合理的に必要な範囲のものであり、不当に差別的な条件を課すものでなければ、通常は問題とならないが、特許の自由な利用を制限する場合には問題となる（私的独占、不当

な取引制限等)。

ウ パテントプールの運営

パテントプールの運営者に集中するライセンシーの事業活動に関する情報について、プールへの参加者やライセンシーがアクセスできないようにすることが重要。

(3) パテントプールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方

基本的には個別の事案ごとに、特許ノウハウガイドラインで示される考え方に基づいて、競争に及ぼす影響が判断されるが、ライセンシーの事業活動に大きな影響を及ぼし、影響の効果も斉一的かつ広範に及ぶことから、競争への影響について慎重に検討する必要がある。

ア 異なるライセンス条件の設定

特段の合理的な理由なく、特定のライセンシーにのみライセンス料を著しく高くする、規格の利用範囲を制限する等の差を設けることは問題となる（私的独占，取引条件等の差別取扱い）。

イ 研究開発の制限

規格が策定された後に、規格に係る特許についてプールを通じてライセンスする際、ライセンシーが自ら又は第三者と共同で行う研究開発を制限することは問題となる（標準化活動が共同研究開発と認められる場合でも問題となる）（私的独占，不当な取引制限）。

ウ 規格の改良成果に係る特許のライセンス義務（グラントバック）

ライセンシーが規格技術に関して行う改良・応用の成果をプールに加えるように義務付けることは、制限の態様が 必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用が制限されるものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合には、通常は問題とならない。

エ 特許の無効審判請求等への対抗措置（不爭義務）

ライセンシーが特許の無効を主張した場合に、プールに含まれるすべての特許について当該ライセンシーとの契約を解除することは問題となる（共同の取引拒絶）が、無効を主張された特許に限り当該ライセンシーとの契約を解除することは、通常は問題とならない。

オ 他のライセンシー等への特許権の不行使（非係争義務）

ライセンシーが有する特許について他のライセンシーに権利行使しないように義

務付けることは、制限の態様が 必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用が制限されるものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合には、通常は問題とならない。

以上

規格の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（案）

第1 はじめに

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて規格を策定・標準化する必要性が高く、関連する事業者が共同で規格を策定し、標準化を進める活動（以下「標準化活動」という。）が行われている。一方で、これらの分野では規格で規定された機能・効用を実現するために必要な技術（以下「規格技術」という。）に関し特許権を有する者が多数存在することから、規格を策定したとしても当該規格を採用した製品を開発・生産するためには複雑な権利関係の処理が必要であり、これを個別の交渉によった場合に要する膨大な労力及び費用は当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げ・需要の拡大を阻害するおそれが強い。

近年、規格の策定・標準化に伴うこのような困難な問題を解決する手段として、規格技術に関する特許権者が共同でパテントプール^(注1)を形成し、当該プールを通じて、規格を採用する製品の開発・生産に必要な特許を一括してライセンスする枠組が利用されるようになっている。

公正取引委員会は平成11年に特許権等の行使と独占禁止法上の考え方について「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（以下「特許ノウハウガイドライン」という。）を公表しており、パテントプールによるライセンスについても基本的には当該ガイドラインの考え方に沿って判断される。しかしながら、規格の標準化についてパテントプールを利用することに対する関心が高まる中、今回、特許ノウハウガイドラインを補足する目的で、規格の策定・標準化及びそれに伴うパテントプールの形成・運用に関する独占禁止法上の考え方を明確にすることにより、独占禁止法違反行為の未然防止とパテントプールの形成・運用等における適切な活動の展開に資することとしたものである。

なお、規格の標準化を促進する手段としてのパテントプール等については、様々な態様のものが考えられるところ、本考え方で検討されていない態様のものについては、個別の事案ごとに独占禁止法の規定に照らして判断される。

(注1) パテントプールとは、特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう（特許ノウハウガイドライン第3-2-(2)-ウ参照）。

なお、このような企業体や組織体を通じてライセンスされる権利の中には著作権、商標権等特許権以外の権利も含まれ得るが、このようなライセンス方式は特許において利用されることが最も典型的であることから、以下ではこれらの他の権利も含めて「特許権」と記している。

第2 標準化活動

1 標準化活動の態様

関連する事業者が共同で規格を策定し標準化を進める活動は、従来JIS規格など公的な機関において行われることが一般的であった。これに対して、情報通信など研究開発活動が活発に行われている分野では、前記のように、研究開発活動の成果について迅速な製品化を図るため、競合する事業者間において新技術を製品化するに先立ち情報伝達方式や接続方法などの規格を共同で策定し、標準化を進める活動が普及している。

このような活動には、

少数の競争事業者が非公開で新製品を共同開発し、競合製品との市場競争を通じて圧倒的なシェアを獲得することで当該製品の規格の事実上の標準化を図るもの、

活動を公開して多くの参加者を受け入れ、参加者からの技術的提案に基づき規格を策定することで標準化を図るもの、

規格の中核技術は少数の者が非公開に開発した後、付加的な部分を決定する段階で活動を公開し、参加者からの技術的提案も取り入れて規格を策定し標準化を図るもの

などがあり、その態様は様々である^(注2)^(注3)。

以下で記載する考え方においては、基本的に、多数の競争事業者が、活動を公開し共同で規格の策定・標準化を図る場合の独占禁止法上の考え方について整理しているものである。

(注2) これらの活動については、その態様から実質的に事業者団体（以下これらの団体を「標準化団体」という。）の場で行われていると認められる場合が多いと考えられる。このような団体による標準化活動については、独占禁止法第8条の観点からも評価されることとなる。

(注3) 又は の場合においては、標準化活動に参加する事業者に対して、規格技術について特許権を有する場合にはその旨を申告し、必要に応じて当該特許を妥当かつ無差別な条件でライセンスする旨の確認書(パテントステートメント)の提出を求め、当該確認書が得られず、かつ、規格技術の利用には当該参加者の有する特許を侵害することが回避できないと判明した場合には、当該規格の策定を中止する等の方針を採っているものが多い。

2 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動は、製品の仕様・性能等を共通化するなど参加者の事業活動に対して一定の制限を課すものであるが、一方で、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大などが図られるとともに、消費者の利便性の向上に資する面もあり、それ自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではない。

しかしながら、例えば、標準化活動に当たって以下のような制限が課されることにより、市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には独占禁止法上問題となる。

販売価格等の取決め

標準化活動に参加する事業者が、策定された規格を採用した製品等の販売価格、生産数量又は製品化の時期等について、共同で取り決める（不当な取引制限等）。

競合規格の排除

標準化活動に参加する事業者が、相互に合理的な理由なく競合する規格を開発することを制限する又は競合する規格を採用した製品の開発・生産等を禁止する^(注4)(不当な取引制限、拘束条件付取引等)。

規格の範囲の不当な拡張

標準化活動に参加する事業者が、規格を策定する際に、互換性の確保など標準化のメリットを実現するために必要な範囲を超えて製品の仕様・性能等を共通化し、相互に製品開発を制限する（不当な取引制限等）。

策定手続の不当な利用

一部の参加者が、規格の策定手続を不当に利用することにより、規格を自らにとって有利（又は特定の事業者にとって不利）な内容とする又は規格が技術改良の成果を踏まえた内容に改定されることを阻止する（私的独占、共同行為による差別取扱い）。

標準化活動への参加制限

標準化活動に参加しなければ、策定された規格を採用し製品を開発・生産することが困難となるなど製品市場から排除されるおそれがある場合に、合理的な理由なく、特定の事業者の参加を制限する（私的独占等）。

(注4) 標準化活動の態様が、少数の競争事業者が非公開で新製品を開発し、競合製品との市場競争を通じて事実上の標準化を目指すなど実質的に共同研究開発と認められるときには、このような制限を課すことについても合理的な理由が認められる場合がある（「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（以下「共同研究開発ガイドライン」という。）第2-2-(1)-ア- ，(注14)参照）。

3 規格技術に関する特許権の行使と独占禁止法の適用

規格技術について特許権（以下、特許が付与された規格技術を単に「特許」という。）を有する者が、その特許を他の者にライセンスする又はしないことの独占禁止法上の問題については、基本的には特許ノウハウガイドラインの考え方に沿って判断される。

例えば、標準化活動に参加していない事業者が、当該活動により策定された規格について特許を有していた場合に、規格を採用する事業者に対して当該特許をライセンスすることを拒否したとしても通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定・標準化された後に規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、拒絶された事業者が規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり、当該製品市場に

おける競争が実質的に制限される場合には私的独占として、競争が実質的に制限されない場合であっても不公正な取引方法（その他の取引拒絶）として独占禁止法上問題となる^{(注5)(注6)}。

また、標準化活動に直接的には参加していない場合でも、例えば、活動に参加する者と共謀するなどして、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように働きかけていた場合に、上記の行為を行うことは同様の独占禁止法上の問題を生じる。

(注5) 独占禁止法第21条は「この法律の規定は、**・・特許法・・**による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と定めているが、同条は特許法等による「権利の行使」とみられるような行為であっても、競争秩序に与える影響を勘案した上で、技術保護制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められる場合には、同条にいう「権利の行使と認められる行為」と評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で設けられたものであると解されている。当該行為は、事業者の共同行為によって標準としての価値を付加された特許を競争者排除の手段として利用するものであり、技術保護制度の趣旨や目的に反することから、独占禁止法第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、独占禁止法が適用される。

(注6) このような行為を標準化活動に参加している複数の事業者が共同して行うことは、競争が実質的に制限される場合には私的独占又は不当な取引制限として、また、競争が実質的に制限されない場合でも不公正な取引方法（共同の取引拒絶）として独占禁止法上問題となる。

第3 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討

1 基本的な考え方

標準化活動を通じて規格が策定された後に、当該活動に参加した事業者が中心となって規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用する行為については、プールを形成する主体は標準化活動の参加者とは異なる場合があり、また、競争に及ぼす影響も標準化活動自体とは異なるものである。したがって、標準化活動が独占禁止法上問題ない場合であっても、その後にパテントプールが形成・運用される場合には、別途、独占禁止法上の問題が検討される。

(1) 一般に、規格技術に関して多数の特許権が取得され、それらが多数の特許権者により保有されている場合、

規格を採用した製品を生産・販売するには、すべての特許権者を見だし、個別にライセンス条件について取り決めるなど権利関係の処理に多大な労力と費用を要し、また

製品を生産・販売するために支払うライセンス料も、個々の特許権者に支払うライセンス料が累積するため非常に高額となる

ことから、標準化自体が困難なものとなるおそれがある。

規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することは、規格の採用に伴う複雑な権利関係の処理を効率化し、ライセンス料を調整して高額化を回避することを容易にするなど、規格を採用した製品の開発・普及を促進するための有効な手段であり、競争促進的に機能し得る。

一方で、パテントプールが競争事業者間で形成・運用される場合は、規格に係る

特許の利用について相互に制限を課し^(注7)、また、ライセンシーの事業活動に制限を課すなど広範に競争制限行為が行われるおそれがある。

(注7) 前記のように、独占禁止法第21条は個々の特許権者の「権利の行使と認められる行為」には同法を適用しない旨を定めているところ、多数の特許権者がパテントプールを利用し、ライセンシーに課す制限について共同で取り決める行為については、同条が規定する「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、同法が適用される。

- (2) 規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することの独占禁止法上の問題の有無については、個別の事案ごとに、規格が標準化されているか、標準化されている場合には当該プールが規格に関連する市場でどのような地位を占めるかなど関連する市場の状況を踏まえ、競争促進的な効果と競争制限的な効果を含めて競争に及ぼす影響について総合的に検討した上で判断する必要がある。

一般に、多数の競争事業者が共同で規格を策定し、規格に係る特許についてパテントプールを形成する場合であっても、当該規格と類似の機能・効用を持つ規格が複数存在している場合や、これらの代替的な規格が存在していなくても、代替的なパテントプールや規格技術が存在するような場合であれば、当該パテントプールが競争に及ぼす影響^(注8)は小さくなる。

特に、複数の競争事業者が、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーの事業活動に対して一定の制限を課しても、プールを形成する目的が専ら競争を制限するためであると認められる場合などを除き、当該プールの規格に関連する市場に占めるシェアが20%^(注9)以下の場合、又はシェアでは競争に及ぼす影響を適切に判断できないときは、競争関係にあると認められる規格が他に4以上存在する場合には、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない^(注10)。

- (3) また、これらの条件が満たされない場合でも、パテントプールを通じた行為が直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、標準化の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無など市場の状況を踏まえた上で、個別事案ごとに競争に与える影響を検討した上で判断されるものである。後記2以下で示されている個別の制限等の検討に際して、特段記述がない場合であっても同様である。

(注8) 規格に係る特許についてパテントプールの形成・運用が競争に及ぼす影響については、一般の技術取引と同様、個別の事案ごとに、規格に関連する製品市場又は技術市場において相互に競争関係にあると認められる事業者の取引に及ぼす影響の大きさに基づき判断される。

(注9) 通常、ある規格に関連する市場に占めるプールのシェアについては、当該規格を採用した製品並びにそれと機能及び効用が類似の製品の市場において当該プールからライセンスを受けて生産された製品（当該プールに特許を含めている事業者が自ら生産・販売する製品を含む。）が占める割合を基に判断される。

(注10) 技術はその移転に要する費用が小さく、国際的な取引の対象となっていること、また、標準化活動の中には国際的な規模で進められるものも多いことなどを鑑みると、競争関係にある規格技術や規

格の有無の判断に当たっては、海外で開発されたものも考慮に入れる必要がある。

2 パテントプールの形成に関する独占禁止法上の考え方

(1) パテントプールに含まれる特許の性質

ア 規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許に限られる場合

規格に係る特許についてパテントプールを形成することが技術市場における競争にどのような影響を及ぼすかは、当該プールに含まれる特許が規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許^(注 11)(以下「必須特許」という。)のみの場合とそうでない場合とは異なる。

パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらの特許はすべて規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。したがって、独占禁止法上の問題が生じることを確実に避ける観点からは、パテントプールに含まれる特許が必須特許に限られることが必要である。

なお、パテントプールに含まれる特許が必須特許であるか否かの判断は、恣意的な判断を避けるため、パテントプールに参加する事業者から独立した第三者が行うことが必要である。また、当初は必須特許であっても、プールの形成後に、規格により規定される機能及び効用を実現できる更に優れた代替技術が開発され、既存の規格技術が陳腐化した場合には、直ちにパテントプールから外されることが重要である。

(注 11) ここで、規格で規定される機能及び効用を実現するために必須な特許とは、規格を利用するためには当該特許権を侵害することが回避できない、又は技術的には回避可能であってもそのための選択肢は費用・性能等の観点から実質的には選択できないことが明らかなものを指す。

イ 必須特許とはいえない特許が含まれる場合

必須特許とはいえない特許が合理的な理由なくパテントプールに含まれている場合には、規格技術の間の競争に以下のような影響が及ぶ結果、技術市場における競争が実質的に制限されるなど、独占禁止法上の問題を生じるおそれがある。

パテントプールに含まれる特許が相互に代替的な関係にある場合(以下、このような関係にある特許を「代替特許」という。)、これらの特許はライセンス条件等で競争関係に立つことから、パテントプールに含められライセンス条件が一定とされることにより、これらの代替特許間の競争が制限される。(事例 1)

また、パテントプールに含まれる特許は相互に代替的な関係にない場合であっても、プールに含まれる特許がプール外の特許と代替的な関係にある場合、必須特許と一括してライセンスされることにより、プール外の代替特許は、容易にライセンス先を見いだすことができなくなり、技術市場から排除される。

(事例2)

したがって、必須特許以外の特許がパテントプールに含まれる場合には競争制限効果が大きくなるため、当該規格の標準化の程度、代替的なプールや技術の有無などの市場の状況の外、以下の点も勘案し、競争に及ぼす影響について総合的に判断することになる。

パテントプールに必須特許以外の特許が含まれることに、合理的な必要性が認められるか、又は競争促進効果が認められるか。

パテントプールに特許を含める者が、当該プールを通さずに、規格を採用する者に対して直接ライセンスすることが可能か。また、規格を採用する者は、プールに含まれる特許の中から必要なもののみを選択してライセンスを受けることが可能か^(注12)。

(注12) パテントプールの参加者が、あらかじめ定めた枠組に基づき個別にライセンス契約を締結することとし、加えて当該枠組を利用しなくても別途ライセンス契約を結ぶというライセンス方式(いわゆるパテントプラットフォーム方式)の場合、規格の採用者は、規格に係る特許のライセンス条件についての選択が可能であり、技術市場又は製品市場における競争が制限されるおそれは少なくとも考えられる。

(2) パテントプールへの参加に係る制限

ア パテントプールへの参加の制限

パテントプールへの参加を一定の条件を満たす者に制限することは、制限の内容がパテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められる範囲のものであれば、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

また、標準化活動に参加する者に対して、規格に係る特許を有する場合に、規格の策定後に特定のパテントプールに参加することを義務付けることは、制限の対象が必須特許に限られ、かつ、ほかに当該特許の自由な利用が妨げられるものではないなどの場合には、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

イ パテントプールへの参加者に対する制限

パテントプールに参加する者に対して、パテントプール運営のために一定のルールを課すことなどは、パテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められる範囲のものであり、かつ、特定の事業者にのみ不当に差別的な条件を課すものでない限り、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

例えば、ライセンス料の分配方法を、パテントプールに含まれる特許が規格の機能を実現する上でどの程度重要なものか、パテントプールに参加する者も規格を採用した製品を生産・販売しているかなど様々な要因に基づいて決定したとしても、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

しかしながら、パテントプールに参加する者が規格の採用者に特許を直接ライセンスすることを認めないなど、特許の自由な利用を制限することは、パテントプールの円滑な運営に合理的に必要な範囲の制限とは認められず、製品市場及び技術市場における競争に及ぼす影響も大きいことから独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。（事例3）

(3) パテントプールの運営

通常、パテントプールの運営においては、ライセンシーからのライセンス料の徴収、ライセンス条件の履行状況の確認、プール参加者へのライセンス料の分配などを通じて、運営者にライセンシーによる製品の生産・販売数量、販売価格などライセンシーの事業活動に関する重要な情報が集中することになる。パテントプールへの参加者やライセンシーがこれらの情報にアクセスできる場合、ライセンシーが製品の生産・販売数量、販売価格などについて相互に制限を課すために用いるなど、独占禁止法違反行為を行うための手段として利用されるおそれがある。

したがって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、パテントプールに期待される競争促進効果を十分に発揮させるためには、プールの運営者に集中するライセンシーの事業活動に関する情報について、プールへの参加者やライセンシーはアクセスできないようにすることが重要であり、例えば、パテントプールの参加者と人的・資本的に関係のない第三者に運營業務を委託するなどの措置が講じられることが望ましい。（事例4）

3 パテントプールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方

パテントプールを通じたライセンスによりライセンシーに課される様々な制限についても、基本的には個別の事案ごとに特許ノウハウガイドラインで示される考え方に基づいて競争に及ぼす影響が判断される。しかしながら、規格に係るパテントプールについては、規格を採用する事業者の事業活動に大きな影響を及ぼし、また、影響の効果も多数のライセンシーに齊一的かつ広範に及ぶことから、競争への影響について慎重に検討する必要がある。

(1) 異なるライセンス条件の設定

規格について特許を有する者がパテントプールを形成し、規格を採用する者にライセンスする際に、ライセンスされる特許の利用範囲（技術分野、地域等）や利用時期を制限し、また、それらに応じてライセンス料に差を設けることは直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、個々の事案について差を設けることの合理的な必要性を踏まえつつ競争への影響が判断される。

例えば、ライセンス料について、ライセンスを受けて生産・販売される個々の製品の需給関係を反映したものとすること、又はライセンスを受けた製品の生産数量に応じたものとすることなどは通常は独占禁止法上問題となるものではない^(注13)。

しかしながら、特段の合理的な理由なく、特定の事業者にのみ ライセンスすることを拒絶する、他のライセンシーと比べてライセンス料を著しく高くする、規格の利用範囲を制限するなどの差を設けることは、差別を受ける事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼす場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引条件等の差別取扱い等）。したがって、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、合理的な理由のない限り非差別的にライセンスすることが必要である。（事例5）

（注13） ライセンス条件を定める際に、ライセンシーが必須特許を有しており、それを、パテントプールを通じて他のライセンシーにライセンスしているなどの場合に、必須特許を有さないライセンシーと異なる条件にすることは、その差が合理的な範囲にとどまるものであれば通常は独占禁止法上問題となるものではない。

（2） 研究開発の制限

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、規格技術又は競合する規格についてライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを制限することは、代替的な規格技術や規格の開発が困難になり、製品市場及び技術市場における競争が制限されるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。

イ 標準化活動の様相が実質的に共同研究開発と認められる場合には、標準化活動に参加する者が相互に規格技術や当該規格と競争関係に立つ規格を開発することを制限したり、又は第三者と共同で開発することを制限したりすることが当該研究開発活動を円滑に進める上で合理的に必要な範囲の制限と認められる場合もある^{（注14）}。

しかしながら、このような場合であっても、標準化活動により規格が策定された後に規格に係る特許についてパテントプールを形成しライセンスする際に、ライセンシーの研究開発活動を制限することには何ら合理的な必要性があるとは認められず、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意が必要である。（事例6）

（注14） 共同研究開発ガイドラインでは、以下のような制限について原則として不公正な取引方法に該当しないとしている。

共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。

共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマと密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。

共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること。

（3） 規格の改良・応用成果のライセンス義務（グラントバック）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンサーがこれらの規格技術に関して行う改良・応用の成果について、パテントプールに加えるように義務付けることは、

ライセンサーによる改良・応用の成果が当該プールに集積されるため、代替的な規格技術や規格を開発することが困難となるなど、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される、

ライセンサーによる改良・応用の成果の中に機能及び効用が類似のものがある場合は、多数の代替特許がパテントプールに含まれることとなり、これら代替特許間の競争が制限される

ことなどにより、技術市場における競争が制限されるおそれがある。

イ 他方、ライセンサーによる規格技術の改良・応用の成果が必須特許となる場合もあり得るところ、そのような場合にライセンサーに対して上記の義務を課すことについては、制限の態様が、必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用が制限されるものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は独占禁止法上問題となるものではない。
(事例7)

(4) 特許の無効審判請求等への対抗措置(不爭義務)

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンサーに対して不爭義務^(注15)を課し、ライセンサーがライセンスされた規格に係る特許について無効審判請求を提起した場合には、プールに含まれるすべての特許について当該ライセンサーとの契約を解除することは、プールに参加する個々の特許権者が個別にこのような措置を採る場合に比べてライセンサーの事業活動に及ぼす影響が大きく、ライセンサーがライセンスを受けた特許の有効性を争う機会を失うおそれがある。

(注15) 不爭義務とは、例えば、ライセンサーはライセンスされた特許について特許無効審判請求を行わないなど、当該特許の有効性について争わない義務を課すことをいう。

イ したがって、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンサーがライセンスを受けた特許の有効性について争う場合には、プールの参加者が共同でライセンス契約を解除する旨を取り決めることは、独占禁止法上問題となるおそれがある(共同の取引拒絶)

他方、規格に係る特許の有効性について争われた場合に、パテントプールへの参加者のうち、無効審判請求を起こされた特許権者が、当該特許をパテントプールから外すことなどにより争いを起こしたライセンサーとの契約を解除することは、ライセンサーがライセンスされた特許の有効性について争う機会を失うとは認めにくいことから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。(事例8)

(5) 他のライセンサー等への特許権の不行使（非係争義務）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンサーに対して、ライセンサーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等について他のライセンサーに対して権利行使しないよう義務付けること（非係争義務^(注16)）は、実質的に、多数の特許が当該プールに集積されることとなるため、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化され、又はライセンサーの有する代替特許の間の競争が制限されるなど、技術市場における競争を実質的に制限するおそれがある。（私的独占，不当な取引制限）

(注16) ライセンサーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等をライセンサー又はライセンサーの指定する者に対してライセンスする義務を含む。

イ 他方，当該規格に係る必須特許をライセンサーが有し又は取得する場合もあり得るところ，制限の態様が，必須特許^(注17)に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり，ほかに自由な利用が制限されるものではなく，ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は，通常は独占禁止法上問題となるものではない。（事例9）

(注17) 前記第3-2-(1)-アに記載のとおり，必須特許の判断については，恣意的になされた場合に競争に及ぶ影響は大きいことから，前記3-(3)及び(5)においても，当事者から独立した第三者によってなされるなど客観的な判断を確実にするための措置が講じられる必要がある。

(事例1)

A, B及びCの3社は家電製品の主要メーカーである。 は周辺機器と一体として利用される必要があるところ, 3社は の市場を拡大すべく周辺機器との接続に関する規格を共通化した。また, 3社は, 当該規格に係る技術については他に6社が特許を有するところ, これらに働きかけて必須特許についてパテントプールを形成し, ほかのメーカーに対してライセンスを開始した。現在, 同規格を採用した製品の 市場に占めるシェアは7割超となっている。

D及びEの2社は, 上記規格の機能を実現する代替技術を共同で開発したことから, 当該プールからライセンスを受けることなく, 上記の規格に対応し, 周辺機器が利用可能な を生産・販売している。また, 両社は当該代替技術について特許を取得したことから, ほかのメーカーに対してライセンスすることを検討している。

このような状況で, A, B及びCの3社は, D及びEと協議し, 両社が代替技術について取得した特許も上記のプールに加え, 他の必須特許と一括してライセンスすることとし, さらに, ほかのメーカーに対しては, プールを通す以外の方法でライセンスを行わないこととした。

(考え方)

この例では, A, B及びCの3社が共通化した規格は, 同規格を採用した製品の市場に占めるシェアが7割を超え, また, ほかに代替的なプールも存在しない。

A, B及びCの3社がD及びEと協議して, 両社が有する代替技術に係る特許についてパテントプールに加える行為は, ライセンシーにとっての利便性が著しく向上するなど特段の合理性が認められるものではない。また, 上記のような市場の状況において, D及びEの技術を用いて を生産・販売しようとする場合も, 当該プールを通じてライセンスを受ける以外に方法はなくなるなど, 当該規格を採用して を生産・販売するメーカーによる技術選択の自由を制限し, 技術市場における競争を実質的に制限するものである。したがって, 当該行為については不当な取引制限に該当し独占禁止法に違反する。

(事例2)

情報通信機器 の主要メーカーであるA, B及びCの3社は, 各社の製品間の効率的なデータ転送を実現するため共同で規格を策定し, ほかのメーカーに対しても当該規格を採用するように働きかけるとともに, 当該規格に関する必須特許についてパテントプールを形成し一括してライセンスすることで, 当該規格を採用する者の利便性を図ることとした。現在, 当該規格に対応した製品は, 市場において8割のシェアを占めるに至っている。

現在, 3社は当該規格に新機能を付加する技術(新技術)を共同で開発し, 特許を

取得するとともに、プールのライセンシーに対してもライセンスすることを検討している。また、3社以外にも、研究開発ベンチャーであるD及びEの2社が3社の開発した新技術と競合する技術（競争技術）を開発し、特許を取得し、プールのライセンシーとの間でライセンス交渉を開始している。

このような状況において、3社は新技術に係る特許もプールに加え他の特許と一括してライセンスすることとした。このためD及びEは競争技術についてライセンス先を見いだすことが困難となり、当該事業から撤退することとした。

（考え方）

この例では、A、B及びCの3社が策定した規格は、同規格を採用した製品の市場におけるシェアが8割を占め、また、ほかに代替的なプールも存在しない。

3社からライセンスを受け、当該規格に新機能を付加するか否かは、ライセンシーの自由な選択によるべきものであるところ、新技術に係る特許を当該規格に係る必須特許と一括してライセンスすることは、ライセンシーの自由な技術選択を制限し、また、上記のような市場の状況においては、D及びEの技術を技術市場から排除し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為については私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

（事例3）

産業機器の主要メーカーであるA、Bほか10社は、半導体メーカーから各社が生産する産業機器向けの半導体の供給を受けている。

半導体については、規格を共通化し、メーカー間の互換性を確保するメリットが大きいことから、A及びBはこれら10社及び大手半導体メーカーCと共同で規格を策定し普及を図ることとした。

当該規格に基づく半導体チップを生産・利用するには、Aの特許a1及びa2、Bの特許b1、b2及びb3、Cの特許c1及びc2が必須であるが、それ以外にも、ほかの3社が有する特許権を侵害することから、これらのメーカーとパテントプールを形成しライセンスをすることで、当該規格を積極的に普及させることとした。

現在、向けの半導体チップ市場に占める当該プールからライセンスを受けて生産・販売されている製品のシェアは8割に達している。

半導体メーカーDは、当該プールからライセンスを受けて半導体を製造していたが、当該規格と互換性を確保した新たな規格（新規格）を開発し、プールのライセンシーに対して普及を図ることを検討している。しかし、Dの規格を採用した製品の生産・利用については、Aの特許a1及びBの特許b1との抵触が回避できないことから、両社に対してこれらの特許をDの規格を採用した製品で使用することについてライセンスするよう申し入れた。

この申入れに対して両社は、パテントプールに係るCとの契約に反するとしてDの

要請に応じないこととし、プールに参加する他のメーカーやライセンサーに対しても、Dの規格は両社の権利を侵害するものであることを通知した。このためDやほかのライセンサーは新規格を採用した製品の生産・利用が困難となった。

(考え方)

この例では、A、Bほか10社が共同で策定した規格は、同規格を採用した製品が半導体チップ市場に占めるシェアが8割に達し、ほかに代替的なパテントプールも存在しない。

A及びBが、自らの有する必須特許についてのDからのライセンス要請に応じないことは、特許権の行使と認められる場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、両社がCと共同して、Dからの申入れに応じないように取り決めるとともに、プールに参加する他のメーカーにも申入れに応じないように働きかけることは、権利の行使と認められる行為と評価されるものではない。また、上記のような市場の状況においては、Dが開発した新たな規格を技術市場から不当に排除し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為については私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例4)

大手家電メーカー8社は、異なる機種間でのデジタル動画の互換性を図るため、圧縮技術に関する規格(甲)を共同で策定した。また、甲を利用するための必須特許についてパテントプールを形成することとし、その運用のために8社は共同出資により管理機関Xを設立し、必須特許をすべてXにライセンスし、Xから自己及び第三者に一括ライセンスすることとした。

Xの主な業務は甲を利用する者に対する必須特許のライセンス、ライセンス料の徴収、ライセンス料の8社への分配である。また、Xはライセンス料を徴収するため、甲の利用者の業務内容について監査を行うが、Xには秘密保持義務が課され、監査を通じて得られた情報については、8社やほかの甲の利用者に対して提供することは禁じられている。さらに、同義務の実効性を確保するため、8社であっても、Xのライセンス業務には一切関与できないこととなっている。

(考え方)

この例では8社が、パテントプールに含める必須特許を管理する機関としてXを設立し、Xはライセンス料を徴収するために、甲を利用するライセンサーの業務内容について監査を行うことから、ライセンサーの事業活動に関する情報が集中することとなる。

しかしながら、Xに対しては、監査の結果得られるライセンサーの情報について秘密保持義務が課されており、また、8社であってもXのライセンス業務には一切関与

できないなど、当該義務の実効性を確保するための具体的な措置も講じられている。したがって、本件については、Xに集められるライセンシーの業務内容に関する情報が、当該ライセンスに係る製品の生産数量や販売価格の制限など独占禁止法違反行為の手段として利用されるおそれはないと認められる。

(事例5)

大手情報家電メーカーであるA、B、Cほか7社は、マルチメディア製品の各種機能を制御し、異なる機種間の接続を容易にするため、A、B及びCが開発したOS（オペレーティング・システム）に対応した規格を共同で策定した。また、当該規格については、A、B及びC以外にも必須特許を有するメーカーが数社いることから、これらのメーカーとともにパテントプールを形成し、当該OS対応機種を生産するメーカーに一括ライセンスすることとした。

当該OS対応機種の市場に占めるシェアは8割を超え、当該製品のすべてが上記パテントプールからライセンスを受けて生産されている。また、市場には新規参入者が相次いでいるところ、ライセンシーの中にはシェアを獲得するために低価格で出荷する者もあり、量販店等における店頭価格も急速に下落している。

このような状況において、A、B及びCは、の新機能に対応するためにOSのバージョンアップを行うとともに、パテントプールに参加するほかのメーカーに働きかけ、バージョンアップに伴うライセンス契約の改定を行うこととし、その際、を低価格で出荷するライセンシーに対しては、ライセンス契約の改定期限を遅らせる、あるいは必須特許を実施できる新機能の範囲を制限することとした。この結果、これらのライセンシーは市場から撤退せざるを得なくなった。

(考え方)

この例では、当該OS対応機種の市場に占めるシェアが8割を上回り、また、ほかに代替的なパテントプールも存在しない。

通常、特許ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、当該特許を実施できる時期や範囲について制限を課すことは、特許権の行使と認められる場合には、独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、A、B及びCが、自社製品の価格の安定化を図るために、パテントプールのほかの参加者に働きかけて、ライセンス契約を改定し、その際に低価格販売をするライセンシーに対してのみこのような制限を課すことは、上記のような市場の状況においては、低価格で出荷するメーカーを市場から排除し、の製品市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、このような行為については私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例6)

家電メーカーであるA、B、C及びDの4社は、マルチメディア・ソフト向けにデ

ータを効率的に圧縮する技術を共同で研究開発しており、共同研究開発中は本件に係る技術について自ら又は第三者と共同で研究開発することを禁止する旨の取決めを行っていた。

その後、これら4社は研究開発された技術に係る特許を取得し、ほかのメーカーと協議・調整の上、当該圧縮技術に関する規格甲を策定するとともに積極的に技術を供与し、現在、国内家電メーカーの7割が甲を採用した製品の生産・販売を行っている。

あわせて、4社は当該規格について必須特許を有する他のメーカーと共にパテントプールを形成し、当該規格を採用しているメーカーとライセンス契約を締結することとしたが、自らが有する必須特許の優位性を保つためにライセンシーに対して、自ら又は第三者と共同で競合技術について研究開発を行わないことを義務付けた。

E及びFは、別途データの圧縮に関する競合規格の策定・標準化を進めるために、上記ライセンシーに対し、当該活動に参加するように働きかけていたが、ライセンシーにこのような義務が課されたことから、競合規格の開発・標準化は困難と判断し研究開発を中止した。

(考え方)

この例では、国内家電メーカーの7割が甲を採用した製品の開発・生産をしており、ほかに代替的なパテントプールも存在しない。

A、B、C及びDの4社が、データの圧縮技術を共同で研究開発する際、秘密性を有する技術情報の流用等を防止する目的で、相互に一定の研究開発制限を課すことは、流用等の防止のために必要最小限の範囲にとどまる限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、これら技術情報について特許を取得し、秘密性を有しなくなった段階において、パテントプールのライセンシーに対してこのような制限を課すことについては、何ら合理的な理由を有するものではない。また、上記のような市場の状況においては、E及びFによる競合規格の開発・標準化を困難とし技術市場から排除することで、当該市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為については私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例7)

携帯端末機器を生産・販売する通信機器メーカー十数社は、携帯端末機器のデータ転送に係る規格(甲)を策定し、公表している。また、当該規格について必須特許を有するA、B、C、D及びEは、これらについてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括ライセンスすることとした。現在、通信機器メーカー十数社が、当該プールからライセンスを受けて、当該規格を採用した を生産・販売している。

携帯端末については技術革新が著しいところ、パテントプールを形成した5社は、改良・応用研究の成果の円滑な普及・使用のため、ライセンシーが有する特許が、改

良・応用技術を当該規格で使用していくために必須であると中立的な第三者によって判定された場合には、当該プールに加え（非独占的にライセンスし）、他の必須特許とともに、ライセンシーにライセンスすることを義務付けた。また、加えられた新たな特許については、他の特許権者と同様の条件でライセンス料が分配されることが取り決められた。

（考え方）

この例では、データ転送に関して甲のほかに代替的な規格はなく、また、代替的なプールも存在しない。

携帯端末については、技術革新が著しいところ、上記のような市場の状況において、ライセンシーに対して、改良・応用技術に係る特許をパテントプールに加えるように義務付けることは、ライセンシーによる研究開発競争を制限するおそれが強い。

しかしながら、ライセンシーが改良・応用技術に関して有する特許の中には、改良・応用研究の成果を 上で使用するための必須特許となるものもある。このため、ライセンシーによる改良・応用研究の成果の円滑な普及・使用のため、ライセンシーに対して上記のような制限を課しても、技術市場における競争が制限されるとまでは認められず、通常は独占禁止法上の問題は生じるものではない。

（事例 8）

通信機器 を生産・販売する通信機器メーカー十数社は、 を制御するための小型集積回路について、異なる機種間で互換性等を保つため規格を共通化し、仕様を公開している。また、共通化の際に中心メンバーであった A、B、C 及び D の 4 社は、当該規格について必須特許を有していることから、それらについてパテントプールを形成し、ほかのメーカーにライセンスすることとした。現在、 向けの集積回路の 7 割が 4 社からライセンスを受けた製品となっている。

E は、パテントプールから必須特許について一括ライセンスを受け、自社の 向けに集積回路を開発・生産していたが、最近、処理速度を大幅に向上させる技術を独自に開発し、 の製品市場に占めるシェアを急速に伸ばしている。

A は、自社の製品のシェアが急速に低下していることから、E が開発した新技術については、A の有する必須特許の目的外使用に当たるとして差止請求訴訟を提起した。これに対して E は、A の特許は補正等に係る無効事由を持つとして無効の抗弁を主張した。

このような状況において、B、C 及び D は、パテントプールを通じた契約は 4 社の有する特許の一括ライセンスを前提としているとして、E が抗弁を取り下げない限り、一括ライセンスを取り消すと通告した。このため、E は抗弁を取り下げるとともに、新技術を用いた製品の生産・販売を中止した。

（考え方）

この例では、向けの集積回路の7割がA、B、C及びDの4社からライセンスを受けた製品となっており、ほかに代替的なプールも存在しない。

ライセンサーがライセンシーに対して、特許の有効性について争うことを制限することは、本来自由に使用できる技術について特許が存続し続け、当該技術に基づく研究開発が制限されるなど製品市場及び技術市場における競争を制限するおそれがあるものである。

この点、自らの有する特許について無効を主張されたAが、当該特許についてライセンス契約を解除し、特許の有効性について争うことは、ライセンシーが当該特許の有効性を争うことを困難にするとは認められないことから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、上記のような市場の状況において、B、C及びDが、自らの有する必須特許について、Aの有する必須特許と一括してライセンスしていることを理由として、Eとの契約を解除することには、何ら合理的な必要性は認められない。また、ライセンシーが当該特許の有効性を争うことを困難にし、に係る製品市場及び技術市場における競争を阻害するおそれが強い。

したがって、当該行為については不公正な取引方法に該当し（共同の取引拒絶）独占禁止法に違反する。

（事例9）

家電製品 については、現在30社以上のメーカーが生産・販売をしており、A、B及びCの3社は市場で4割を占める大手メーカーである。

については、ユーザーから機能変更の要請が頻繁に行われることから、3社は要請に迅速に対応するため、大手ソフトメーカーのDと共同で の機能を制御するためのOSに対応した周辺技術を開発した。また、周辺技術については、メーカー間の互換性を確保するため、当該技術を中心に主要なメーカー間で共通規格（甲）が策定された。

甲について必須特許を持つA、B、Cほか5社は、甲が円滑に利用されるためにパテントプールを形成し、ほかのメーカーにもライセンスすることとした。

しかしながら、必須特許を持つ者が、すべてパテントプールに参加しているというわけではなく、ライセンシーが当該プールに含まれない必須特許を有している場合もあることから、パテントプールを通じたライセンス契約において、以下のような義務を課すこととした。

ライセンシーが、ほかのライセンシーによる周辺技術の使用が自らの有する特許を侵害すると判断した場合には、当該ライセンシーはこれらのライセンシーに対して権利を主張するのではなく、パテントプールに対してその旨を通知する。

パテントプールは、当該ライセンシーとの合意に基づき選定した第三者に対

して、当該特許が周辺技術に係る必須特許か否かの判定を依頼する。

必須特許と判断された場合には、当該ライセンシーは、それをパテントプールに加え（非独占的にライセンスし）、他の必須特許と同様に当該プールを通じてライセンシーにライセンスする。

加えられた新たな必須特許については、他の特許権者と同様の条件でライセンス料が分配される。

当該ライセンシーは、当該特許をパテントプールに加える以外は、なんら当該特許の利用について制約を受けるものではない。

現在、市場において甲を使用している製品は8割に達している。

（考え方）

この例では、甲については、市場に占める当該規格を使用した製品のシェアは8割に達しており、ほかに代替的なプールも存在しない。

このような市場の状況において、ライセンシーに対して自らの有する特許について権利の不行使を義務付けることは、甲についてライセンシーの有する特許を当該プールに不当に集積し、当該プールの有力な地位が強化されるなど、技術市場における競争を実質的に制限するおそれがある。

しかしながら、本件義務については、中立的な第三者により必須特許と判定された場合に限り、当該特許をパテントプールに加え、ほかの必須特許と同様にライセンシーにライセンスする義務を課すものであり、ほかに何ら自由な利用につき制限が課されるものではなく、ライセンス料の分配等についても差別的な取り扱いを受けるものではないなど、ライセンシーによる特許の利用を不当に制限するとは認められない。

したがって、このような制限については、技術市場における競争を制限するものとは認められず、独占禁止法上問題となるものではない。

以上